

事業計画書

1、基本理念

「いきいき」

私たちは、こどもたちがいきいきと躍動感にあふれる姿を見せることこそが 健全な保育が実施されている証明になると信じます。こどもの成長・発達に寄与する人はすべて保育者と考えます

2、保育方針

「こども中心」

- ② こどもたちは健全に育つ力を持っています。
- ③ こどもたちは素敵な学び手です。
- ④ こどもたちは未来を築く参加者の一員です。
- ⑤ 好奇心、創造力、感動力において、こどもたちは大人の知らない世界を感じとっています。
- ⑥ 多様性こそが、力強く新しい未来をつくる大きな要因です。

私たちは、これらの事実を認め、こどもの育ちを中心に保育を展開します

3、保育目標

「いま、ここ、すぐに」

私たちは、今ここで、「こどもたち自身のみつけたたからもの」を大切にします。

「思いやりのある、町田自然幼稚園の子どもたち」をはぐくみます。

「げんき、ゆうき、やるき、こんき、ようき」の気力を育てます。

「みんなちがって、みんないい」個性を大切にします。

「あいさつ、やさしいかたりかけ、ありがとう」一日一日をていねいにすごします。

上記の基本保育方針を達成するため、次の保育目標を掲げ日々の保育を行います。

4、施設事業運営

(1)クラス編成及び入所児童数(4月1日) 合計 304名 (+プレキンダー 7名)

2歳児 プレキンダー (そよかぜ) 7名(利用定員:15名)

1歳児 1クラス 22名/25名(年間目標)

2歳児 1クラス 29名/30名(年間目標)

3歳児 4クラス 93名/115名(年間目標)

4歳児 4クラス 109名/115名(年間目標)

5歳児 4クラス 102名/115名(年間目標)

※3, 4, 5歳の利用定員は全体の合計の範囲内で学年を超えることができる

《内訳：在籍数/目標数》

	1号児	2号児	3号児	備考
1歳児			22/25	

2 歳児			29/30	
3 歳児	33/40	60/70		
4 歳児	36/40	64/70		
5 歳児	37/40	64/70		

※利用定員

	1 号児	2 号児	3 号児	備考
1 歳児			25	
2 歳児			30	
3 歳児	40	70		
4 歳児	40	70		
5 歳児	40	70		

(2)一時保育関係

- ・定期利用(保育認定児以外) 1600 名(年間目標)
- ・定期利用(保育認定児) 名(年間目標)
- ・学童一時 1500 名(年間目標)
- ・一時保育一般型 2700 名(年間目標)
- ・一時預かり事業幼稚園 I 型 15000 名(年間目標)

(3)開所時間

7:00～19:00

1 号児

【教育時間】

7:00	9:30	14:30	19:00
一時預かり保育	教育時間	一時預かり保育	

2・3 号児

【保育標準時間】

7:00	16:30	19:00
最大11時間(利用可能な時間帯)		延長保育

【保育短時間】

7:00	8:30	16:30	19:00
延長保育	最大8時間(利用可能な時間帯)		延長保育

(3)保育料

保育料町田市に一任。延長保育料は以下のとおり。

1 号児 一時預かり保育料金 30分:100円
 おやつ代 (15:10 1号児)(18:10):110円

5、児童の処遇

(1)教育・保育内容

※教育・保育の内容に関する全体的な計画に基づき、運営を実施する。

- ※自然、環境の中で育ちあい、子どもひとりひとりの学び合いを実践する
- ※食と保育の融合を図る
- ※子どもたちの主体的、対話的な深い学びを保障する保育を意識化。
- ※児童発達支援施設「みんぐるくらぶ」との連携により、インクルーシブな「こども園」をめざす。
- ※園だより、学年だより、保健だより、給食献立とどんぐりキッチンだよりを毎月web配信。
- ※ICTの活用(BRAIN:園児出欠管理、身体測定、バス乗降管理、預かり予約、園からのお知らせ)、Storypark を使用してのポートフォリオ、ドキュメンテーション配信による、保育の見える化と質向上を目指す

(2)主な行事・地域とのつながり

- * 様々な行事を体験することで、生活の豊かさを感じ、社会や自然の移り変わりに興味関心を持ち自ら関わろうとする。日本古来から伝わる風習の大切さを伝え、興味関心を持ち、地域へ向けて発信していく。
- * 年間を通して農園栽培活動を実施。地域の農家の方との交流を通し、育てる、世話をする、収穫する、いただく、という『命』の流れを知り、体感する。
- * 未就園児親子遊び会・一般型一時預かり・学童一時預かり・子育て支援を行い、地域の子育て支援の拠点となるよう努める。また、園内の職員による地域の親子向けの給食体験・子育て講座(親子の食育)の充実を図り、地域交流・異年齢交流を実施。
- * 近隣の小中学校、高等学校・専門学校・短期大学・大学等の学生の職場体験を受け入れる。

(3)健康管理

- * 保健年間計画に基づき実施する。
- * 新型コロナウイルスについては、「保育所における感染症対策ガイドライン」に準じて、対応する。
- * 感染症対策として、サーベイランスの入力、自治体からの情報等を元に保護者、職員に発信する。
- * 園内や地域で感染症が発生した際は、その状況・病状について周知し、掲示、メール等で情報提供する。
- * アレルギーを持つ園児に対しては、主治医の指示のもと、生活管理指導票を元に、園と保護者が話し合い対応。
- * 与薬について、主治医の指示のもと、園と保護者が話し合い対応していく。
- * 集団生活の中で、ひとりひとりの既往症に配慮した生活を送ることができるよう、保護者との連携を強化。

【健康診断・健康管理】

項目	実施回数	実施者
定期健康診断	年2回	嘱託医
歯科検診	年1回	町田歯科医師会
歯科衛生士による歯磨き指導	年1回	町田市健康福祉課
健康・衛生管理・指導	随時	看護師

(4)栄養管理・食育目標

- ・「食べる」ことの楽しさ、喜び、マナーを伝える。
- ・旬の食材を知り、五感を通じて知り、活動の中で体験することで活動の幅を広げていく。
- ・自然食品や安全食品を取り入れる。
- ・季節の食材を使用し、いろいろな食品に慣れるよう調理方法を工夫する。
- ・咀嚼の発達を促すため、噛みごたえのある食材の使用、メニューの工夫を行い、提供する。
- ・郷土料理、伝統食、行事食を取り入れることで日本文化の伝承を行い、食を通して、日本の良さを伝えていく。
- ・アレルギー児には、生活指導管理表を基に、完全除去食を用意、宗教上の配慮が必要な場合にも対応する。
- ・毎日の献立の掲示、献立表・おたよりの配布を通し、子どもの食育活動の様子や適正な量・調理方法などを保護者に伝える。
- ・自ら「食べたい」という意欲を育て、みんなで食べるとおいしい、楽しいという気持ちを育てる。
- ・温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たく、おいしく食べられるように工夫する。
- ・給食の献立と保育の融合を図り、子どもたちの保育と食育を連動させ、広げる。
- ・様々な野菜の苗植え、種まきから関り、成長過程や特性を知り、収穫調理を通して、食への関心を高める。

6、災害対策・安全管理

(1)災害対策

- * 月1回火災・地震・そのほか自然災害を想定し、避難訓練を行う。多様な時間帯での利用児が増えてきているため、様々な場面を想定しての訓練を行う。9月には保護者協力のもと園児引き渡し訓練を行う。
- * 業者による防災設備点検、管轄の消防署に届け出、報告書を提出。
- * 防災用品の一覧表を作成し、管理・補充を行う。
- * 「子どもの見守りカード」を使い、避難場所からの引き渡しなどの確実性を向上する。
- * 震度5以上の地震が発生した場合、また、警戒宣言が発令された場合は園からの連絡がなくても園児をお迎えにくることを周知、徹底。

(2)安全管理

- * 監視カメラで園内外の安全を監視、防犯カメラで録画。玄関・各門の出入りは事務室からモニターで監視。
- * 遊具・園舎の安全管理・事故防止マニュアル・バス安全運行マニュアル、安全計画、BCP作成。
- * 学校110番設置。
- * 警察署交通安全指導。
- * 不審者対応訓練、救急救命、AEDの操作、通報訓練等、子どもの命に直結する技術と知識は常にブラッシュアップさせ、職員研修等に取り入れ、緊急時に対応できるスキルを身につける
- * 地域住民との連絡、連携強化、協力。
- * マニュアル類の定期的な見直しを行う

7. 職員の処遇

職員の処遇については、仕事と家庭生活の両立と、個々がやりがいを持って働くことができる職場作りに努める。ライフプランに応じ、産休・育休、短時間勤務、看護休暇、介護休暇を制定し、働きやすい職場づくりを目指す。特に男性の育児休暇取得者を支える風土、雰囲気確立する。職員休憩室の設備、備品等の整備、清掃に努める。「処遇改善1・2及びキャリアアップ補助金」を活用し、職員の給与の処遇改善のみならず、より明確な組織とキャリアパスを目指す。また、外部研修や関係園などとの合同研修や相互見学などを通し、保育者自身のモチベーションアップにつなげていく。

(1)採用・産休等（2023・4・1付）

	職名	雇用区分	採用年月日	備考
【新規採用者】				
—	主幹保育教諭	正規	2023・4・1	
—	保育教諭	正規	2023・4・1	
—	保育教諭	正規	2023・4・1	
—	保育教諭	正規	2023・4・1	
—	保育教諭	正規	2023・4・1	
—	幼稚園教諭	正規	2023・4・1	
—	保育教諭	正規	2023・4・1	2022年度準正規
—	用務・保育補助	正規	2023・4・1	日本語学校より
【異動】				
—	事務	正規	2023・4・1	法人本部より
【異動】・(育休復帰)				
—	保育教諭	正規		つながりグループへ
【育休】				
—	保育教諭	正規		
—	保育教諭	正規		
—	事務	正規		
【職務変更職員】				
—	保育教諭	正規→準正規	2023・4・1	2022年度病休

(3)職員の会議

会議名	開催日	参加者
職員会議	月1回	全正規職員
非常勤職員会議	適宜実施	園長・副園長・主任・非常勤職員
保育カリキュラム連携会議	月1回	理事長・各園園長・各園副園長
運営管理・事務連携会議	月1回	理事長・各園園長・各園副園長・各園主任
コーディネーター会議	週1回	園長・副園長・主任・コーディネーター(CC)
週日案会議(学年ごと)	週1回	該当コーディネーター・担当職員
給食会議	月1回	副園長・主任・担当職員・給食職員
委員会会議	月1回	委員長・担当職員
ケース会議	随時	園長・主任・CC・担当職員
行事打ち合わせ	随時	園長・副園長・主任・CC・担当職員
朝のミーティング	毎日(土曜日除)	園長・副園長・主任・CC
日々の振り返り	毎日(土曜日除)	園長・副園長・主任・CC・担当職員

(4)職員研修計画

園全体研修を実施予定。

日々のエピソードをポートフォリオ、ドキュメンテーションとして、子どもの育ちと学びをみとる、それを伝える、可視化する、といったスキルを磨く。

キャリアパスに応じたスキルアップの明示と連動した、キャリアアップ研修の受講、処遇改善の仕組みや個々の職員へのコーチングを体系的に実施することで、各職位に応じた資質向上の取り組みにインセンティブを与える。研修の計画は、委員会に関連するキャリアアップ研修と職員の経験、希望も考慮しつつ園長・主任が策定する。

8、苦情解決システム

- * 地域・保護者からの意見・要望・苦情を受け付け、保育サービスの向上に努める。
 - ・苦情受付担当名:主幹保育教諭:小澤 宏美・清 里奈子
 - ・苦情解決責任者:園長:齋藤 謹也

9、子ども家庭支援事業

- * 一般型一時預かり及び定期利用保育の内容の充実と実施。誰でも使える一時保育、「断らない」を合言葉に、0号児と言われる子どもの預かりを行う。目標人数の設定を行い、事業としての収入を確保する意識を定着化。
- * 学童一時預かりの内容の充実と実施。卒園児以外の受け入れ拡大。
- * 一時預かり(一般型および学童)のweb予約システムを活用する
- * 2歳児プレキンダークラス(そよかぜグループ)週5日コース・週3日コースの2コースを引き続き展開。個々のニーズに応じ、オーダーメイドの一時預かりを受けていく。
「ひろばⅢ型」として2022年度から3か年選定された。従来の形から、バージョンアップを図り、『はつはなひろば』としてはつはなルーム開放、園庭開放、育児講座、給食体験、出張遊びの会、育児相談などの事業を展開していき、地域の0号児といわれる家庭へのアプローチと、だれでも気軽に立ち寄ることができる場づくりを進める
- * 地域とのつながり(忠生地域地区懇談会参加・バイオエネルギーセンターイベント・きんじよの本棚他)を行い、地域の「こども園」としての認知度を上げ、関係人口を増やす。

10、個人情報の保護

- * 学校法人正和学園個人情報保護規定に基づき、園児、保護者、利用者の保護に努めている。守秘義務の徹底、記録管理の徹底を行い、外部への提供は本人及び保護者の同意を得ると共に、個人情報は保護者の求めに応じて開示している。

11. 人権擁護の徹底

- * 子どもの声をよく聴く。
- * 園児一人ひとりの人格を尊重すると共に、保護者、職員等が対等の関係を維持し、人権侵害及び、体罰、虐待、セクハラ等の発生防止に努める。
- * 子どもの育ち中心のサービスを原則として、自傷他害の恐れが急迫で、他にとりうる手段のない場合を除き、身体拘束抑制を行う。
- * 個人のプライバシー保護に努める。

12. 評価関係

(1) 学校関係者評価

実施予定

(2) 自己評価

実施予定

12. 施設・設備整備関係(課題を順次解消)

- * 経年劣化も含め、子どもの安全にかかわる部分に優先順位をつけ、着手する。
(どんぐりもりフェンス・木壁・風の丘棟雨漏り等)
- * 学校 110 番設備入替

13. 重点課題

(1) BCP 計画

- * 2022 年度、BCP 計画を策定。
定期的な見直し、立地等想定したうえで、自然災害も踏まえた内容へと更新していく。

(2) 安全計画

- * バス安全運行マニュアル策定(2022 年度 9 月)。
国のガイドラインの内容を踏まえ、施設をまたいだ内容となる部分、園独自の部分等内容を精査し、随時更新していく
- * 安全計画 見直しを行い今の時代に合ったものへ更新。
- * 不適切保育について、定期的なアンケート等で自分の保育の見直しと、お互いに声をかけ合えるチームの確律を目指す。

14. 重点項目

※別紙、一覧表参照